

## 平成19年度 建設工事に係る入札・契約制度の改善について

本市の工事請負契約に係る入札・契約制度については、継続した見直しが必要であると考えており、これまでも毎年度、種々の改善を行っていますが、平成19年度においても、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、さらに一層の透明性を確保し、業者間の公正な競争を促進するとともに談合等不正行為の防止を図るため、次のとおり入札及び契約制度の改善を行います。

### 1 一般競争入札の原則化

地方自治法の規定では一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、予定価格250万円を超える工事については、原則として一般競争入札を適用することとします。これに伴い簡易公募型指名競争入札は廃止します。

区 分	現 行	改 善 後
一般競争入札	設計金額5千万円以上	予定価格250万円超
簡易公募型指名競争入札	予定価格250万円超 設計金額5千万円未満	廃止(一般競争入札に移行)
通常型指名競争入札	特に必要な場合	現行どおり

### 2 入札後資格確認型一般競争入札の本格実施

予定価格250万円を超える工事に一般競争入札を適用することにあわせて、これまで5千万円以上の工事で試行してきた入札後資格確認型一般競争入札についても、予定価格250万円を超える工事に拡大し本格実施します。

区 分	現 行	改 善 後
対象金額	設計金額5千万円以上 (WTO対象工事を除く。)	予定価格250万円超 (WTO対象工事を除く。)

\* 「WTO対象工事」とは、予定価格24億1千万円以上の工事をいいます。

### 3 受注実績による入札参加制限の廃止

過去2年度の平均受注額を基準に、一定の落札回数及び受注金額を超えた業者については以後の入札への参加を制限していましたが、受注能力のある業者の入札参加機会を確保し競争性の向上を図るため、この制限を廃止します。

[現行の受注実績による入札参加制限]

前年完成工事平均成績	制限の内容
70点以上	現年度の受注額が過去2年度の平均受注額の <u>3倍</u> を超え、かつ、落札回数が <u>5回</u> を超えた者は以後の入札（設計金額3億円未満）に参加できない。
67点以上70点未満	現年度の受注額が過去2年度の平均受注額の <u>1.5倍</u> を超え、かつ、落札回数が <u>3回</u> を超えた者は以後の入札（設計金額3億円未満）に参加できない。
60点以上67点未満	現年度の受注額が過去2年度の平均受注額の <u>1倍</u> を超え、かつ、落札回数が <u>2回</u> を超えた者は以後の入札（設計金額3億円未満）に参加できない。

### 4 高落札率入札調査制度の導入

設計金額1億円以上の競争入札については、平成16年度から入札希望価格制度を試行してきました。これに加え、落札率95%を越える入札については一般的に談合の疑いが高いと言われていることから、最低入札価格が入札希望価格を超えた場合は、落札決定を保留し、全ての入札参加者の工事費内訳書を調査します。その結果、談合の事実を確認したとき、または、談合の疑いが払拭できないときは、入札を中止します。また、調査結果は警察及び公正取引委員会に情報提供を行います。

### 5 指名停止措置の強化

談合などによる指名停止から3年を経過するまでの間に、再度談合などにより指名停止となった場合の指名停止期間は、通常の指名停止期間に1か月を加えた期間としていますが、この取扱いを3年から5年に延長します。

### 6 総合評価落札方式における評価項目の追加

企業の信頼性や社会性などを評価する指標として、障害者雇用の状況、男女共同参画への取組状況及びISOの認証取得の状況などの評価項目を新たに追加し、より多面的な評価を行うこととします。

### 7 実施時期

平成19年6月1日以降に入札公告等を行うものから適用します（5については平成19年6月1日以降の指名停止に適用）。

## 補 足 事 項

### 1 電子入札のための「利用者登録」について

今年度から、区役所で入札を行う250万円超5千万円未満の案件についても電子入札を導入しています。これについては、さらに、今年度の10月からは、紙による入札を廃止し電子入札限定となります。

電子入札システムを利用するためには、ICカード等を購入したうえで、「利用者登録」の手続が必要です。また登録をしていない業者の方は早急に登録手続を行ってください。

登録手続の詳細については、広島市ホームページのトップページ「電子入札・登録」から広島市電子調達システムポータルサイトのページに進んでいただき、「利用者登録の前にこちらの事前準備を行ってください」をご覧ください。

なお、システム操作に関して不明な点がある場合は、電子調達ヘルプデスク(082-848-4115)までお問い合わせください。

### 2 発注見通し、入札公告及び入札結果の公表

「広島市電子調達システムポータルサイト」から見ることができます。

#### 問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部(工事担当)

電話(082)504-2280(直)

e-mail keiyaku-koji@city.hiroshima.jp

広島市ホームページ <http://www.city.hiroshima.jp/>